

二〇一〇年十二月 山陰研究 第三号 抜刷
島根大学法文学部 山陰研究センター

翻刻『三巴八雲の敵討』

田中則雄

翻刻『三巴八雲の敵討』

田中則雄
(鳥根大学法文学部)

摘要

『三巴八雲の敵討』は、松江で起こった敵討事件を描いた実録である。本作には、特に事件、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。鳥根大学附属図書館桑原文庫蔵本を底本として翻刻する。

キーワード・実録、近世小説

はじめに

実録『三巴八雲の敵討』を翻刻する。本作は、飯尾彦之丞兼晴(遠山市郎左衛門)が松江藩の家老乙部九郎兵衛宅において、生駒将監正種を討ち果たした事件について記すものである。なお作品についての考察は、『山陰研究』第二号(二〇〇九年十二月)に収める。

本書は、末尾に「市郎左衛門松江に有し時於路次旧友対面の事」の一話を付記し、また本敵討事件の背景にある讃岐高松藩の生駒騒動に關する「生駒壱岐守家衰之譜(生駒壱岐守高俊家衰の事)」を付載する。これらについても併せて翻刻する。

〈書誌〉

- 底本 鳥根大学附属図書館桑原文庫蔵。大本一冊。
- 表紙 二六・二×一八・六糎。藍色無地。
- 題簽 「三巴八雲の敵討の序 全」。
- 序末に「雲江東住未明序ス」。
- 内題なし。序題「三巴八雲の敵討」。
- 行数 序、本文とも、每半葉九行。
- 奥付 「于時文政四庚巳十月上旬書之」。なお庚巳は辛巳の誤り。また序の後(目録の前)に、「葉月乞求写之」。

〈凡例〉

- 一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。
- 一、誤字・宛字は原則として底本通りとしたが、適宜傍らに(ママ)と注記し、あるいは本来あるべき字句を()に入れて示した。なお単純な誤りについては、断らずに改めた所がある。脱字は()に入れて補った。
- 一、仮名の濁点は新たに施した。
- 一、振り仮名は原則として底本通りとした。なお底本において、親文字(漢字)の字形が不明瞭になった際、難読を按じて読みを仮名で振る傾向が認められる。
- 一、底本には句読点がなく、翻刻にあたり新たに施した。
- 一、底本には丁付がなく、翻刻にあたり通しの丁付を(一才)のごとく示した。
- 一、場面の転換等に応じて適宜改行し、段落を設けた。
- 一、会話に相当する部分を「」で括った。
- 一、一字の反復符は、漢字は「々」、平仮名は「・、ゞ」にそれぞれ統一した。

〔翻刻〕

三巴八雲の敵討の序

抑雲陽松江或老臣の館に於て敵討ありし。頃は寛永年中の事なり。其砌高才秀達の先生ありて漢文につゞり世に伝ふるといへども、童女の耳には馬の耳吹木がらしよりいとあらしく思ひ侍れ。誠に九牛

の一毛とやら、世人の誇りをも不憚、片言まじりに倭字に綴り直しけれ共、彼の老臣の名は明白には憚りて、家名を左のごとく四字の謎々にして、甲乙全部太平御代時なり、人のとき様には、太平は甲なし、全き(一才)文字の腹巻も脱ば素肌にかの紋、三ツ巴の八雲山稲田に渡る露の照る、佐々とそよぐ秋の風、往古難波の鎗先の威光は今に三人の、同じ名ながら雲の上、枝葉榮ふる秋津洲や、予とりしまり無き水くきの言の葉草を書ちらし畢ぬ。烏焉馬のたがひは見ぬ振して、寸情の志を微笑し給ふ事を乞求るものなからんぞかし。

葉月乞求写之(一ウ)

雲江東住未明序ス

目録

- 一 遠山市郎左衛門兼晴由来の事
 - 附り弟兼勝病死の事
- 一 肥後国え兼友が妻を送り遣す事
 - 附り市郎左衛門再美濃国え罷越事
- 一 市郎左衛門雲州え趣事
 - 附り生駒帯刀の宅両度放火の事
- 一 遠山兼晴東武え趣事
 - 附り市郎左衛門鷹野の場所に於て直政公え目見の事(二才)
- 一 市郎左衛門主人の館にて敵正種を殺害の事
- 一 市郎左衛門松江に有し時路次におゐて旧友対面の事

遠山市郎左衛門由来

爰に遠山市郎左衛門といふ人有り。その由来を尋るに、本名は飯尾彦之丞兼晴といふ也。鎮西に住し、則松倉長門守殿の士なり。数代松倉氏に仕へける。然るに移り替る世の習ひとて、松倉氏の家故ありて断絶す。依て彦之丞心ならずも浪々の身の辛苦、さながら渡世のつれなさは(二ウ)ものに譬ん方もなし。武士の長矢の光り失ければ、心はさびにあらねども、世渡る為の煩惱にさびる習らひの商売は、いづかならわぬ算盤を枕時計、年月の光陰を徒に送りけるこそ哀れなり。其頃彦之丞叔父ある、実名兼友といふ。是は讃州の太守生駒讚岐守の家士たり。彦之丞つらく思ひけるは、「我等浪々の身なれば、先讃州へ立越して、伯父兼友に对面致し、次には身行衛をも極め(三才)たし。所詮斯る賤しき商売の業、いつ明りのみゆる事もなし。兎角しなれし武家へ立返り、少録にても受得ん。花は桜人は土と申せば、是社本望なれ」と、しきりに思ひ立か弓、そりし心の底意にも、「世には二君に不仕の金言も有けれど、夫は格別、我等主人の勘気を受たる者にもあらざれば強、あれこそは何某の浪人よ、うろたへ者よと後ゆびさ、る、恥もなし。邪心にかく浅ましき(三ウ)すぎわいこそ先祖への不孝なれ」と、旅仕度して讃州へとて急ぎけれ。

うき世の中のうき事の、あわれ旅寝の草枕、うちしほたれし旅姿、たどりとて程もなく、讃州丸亀の府に至り、叔父の兼友に对面し、絶て久しきものがたり、松倉氏断絶して寄辺無き身の延せに船と、彦之丞うち塩たれて語り合けるが、兼友、「ケ様其許さのみ氣遣し給ふな。

人は七ころび八起といへる事なれば、(四才)又如何なる福か出来らん。拙者も外ならぬことなれば、随分く心無隔世話致し可申候」と懇の言の葉に、彦之丞難有、「此上ながら宜敷奉頼候」と一礼し、安堵の日数送りける。

然るに兼晴が弟に兼勝といふ者あり。是は以前兄彦之丞松倉氏に仕へ罷在時よりも、いまだ身上の片付もなく、彦之丞に養われ有之所、幸ひなるかな、伯父兼友子なし、兼勝を呼て養子とし、兼友夫婦(四ウ)諸共に安堵の礎下しける。彦之丞はいつとなくうつる月日は小車のはや式とせの春秋を過しける所に、同家中生駒將監止種鬻といふものあり。我が身の慾を隠置き、無罪兼友私曲有とと讒に構て主人へ訴えける。此節讚岐守身上難相立旨出来せしと也。それより兼友は稠敷閉門被仰付候。其後江戸よりの仰と称し、兼友切腹被仰付候。前果の宿業とは申ながら、数代旧恩捧録、是が為(五才)空しく家断絶しぬ。夫より兼晴兼勝兄弟相談の上、老母を誘引して讃州を立退き、悲歎の涙に漂泊し、漸々と美作国へ先至り、しばしが程は旅の夢路にたどり付て、されば盛なるものも衰ふるの理り、弟兼勝風氣にて打臥けるが、次第に重病におかされ、心甚苦しく、故に医術様々数を尽しけれども、其験なく、はや朝顔のしほむ計の風情也。如何なれば、老少不定の習とは申ながら、露命既に(五ウ)西山にかたむきなんとせし時、兄の兼晴弟の兼勝に向ひ云ふ様は、「人は最期の一念に依て生を引と正成も申置れしぞかし。共に本意を達し愁眉を開かんと思ひしに、其許死門に臨み先達被申事、是非に不及次第也。我天運叶ひなば、正種が首を掲げ速に黄泉の旅に趣可申。必三途の川原にて待請可被申。若不運にして返り討にも逢ならば、生替り死替り速々無量の修羅の眷属となつて、互に本懐を達すべし。虎と見て石に立矢も有りしとかや」と、涙

ながらに母語(六才)とも口説歎けば、弟兼勝重き眼見開きいとうれしげにぞみへにける。槿花一日栄とかや、嵐につる、花の色、終に一天の烟と共に消行ば、老母、彦之丞兩人の悲みものにとぞん方ぞなき。有意転変とは言ながら、泣々野辺のいとなみあだし煙となしにける。

流石の彦之丞、矢長心もよわりはて、飛鳥の片羽失ふがごとし。是より浪花の方へと志、老母伴ひ立出る。播磨の国へ打出て南遙に見渡せば、蒼海漫々として故郷恋しき八鳥がた、淡路の瀬戸行舟の、行衛も知らぬ雲の(六ウ)浪、千鳥鷗の鳴渡る、昔思はる一の谷、むかし男の音に鳴きし、鬼一ト口の芥川、あわれさ増る須磨寺の、ぬしの最後の無念さは、今身の上にしら藤の、旗の千とせや松の色と、越方行末の事想像、漸として大坂に着ける。此所は西国往還の湊なれば、敵討の手懸にもやと、物憂旅の寢覚哉。

肥後国え兼友が妻を送り遣す事

附り市郎左衛門再美濃国へ罷越事

既に兼友は罪に落入といへども、天の照覧明なる哉、(七才)神は非礼を受ざるの断、讃州大守生駒讃岐守俊政、内に如何なる積悪の故にやらん、其罪遁れがたき所か、將軍の台命に及んで、丸龜の城地知行共に御取揚、讃州は出羽の国へ遠島被仰付、家臣正種は出雲の大守直政公へ御預なり。出雲の大守甚正種御憐愍を被加、居屋鋪は城内にしつらい、尤懇に被成下候。折々は家中の老臣中へ参会をも被差免て、四方山の雑談有しとかや。

扱彦之丞兼晴は、大坂住居の節、淀の城主永井信濃守尚政の代、彼が器量を見込扶(七ウ)持致し度の旨度々使者参りけれ共、御懇請の儀恐入ながら、堅く及辞退、終に参り不申候。是は内心に大望有之故とぞ知られける。

有時彦之丞老母に打廻申様は、「近頃申兼候得ども、斯いつ本望を達すべき事も難計。昔より怨敵を討と申は、色々様々と姿をやつし、敵の案内不計しては、遂本望がたし。今日さす所の敵將監正種も出雲とやらんに忍よし、風の便りに承り候得共、是以慥ならず。されども望ある身は、命のあ(八才)らん限り、足の続かんまでは、野山水辺昼夜となく社本望達せん、斯も有べし。貯へ有し用金もつらく渡世の為に空しく、事云に甲斐なく存るなれば、一向に老婦の御貯に被成れ、一先づ我等故郷肥後の国に所縁のかたも有之なれば、御心憂は思召ならんなれども、如何成御世渡りも見届ずして」と、迷惑ながら申述べれば、老母良聞居て後殊の理解け承り、「扱々驚入たる儀。我身はあるに甲斐なき朝の(八ウ)霜。また遙々と筑紫まで下らん事も気のどくなれば、此所にて兎も角もと覚悟の程は究めしかど、斯まで深切に尽されし心遣イを聞入なんも、返て貴殿の安心なし。所詮仰に任すべし。何事も先達給ふ亡魂の追善供養と聞なれば、我等寸志是まで」と潔くありけるが、さすが分れと有ければ、道づれさへものうきに、増して親しき一つば刀の西へ東へ分れるは、あわれなりけることゞもなり。幸ひ肥後の国(九才)え廻る船順待して罷在る。船頭も彦之丞知り人なれば、右の入わり能々に頼み置、出船の日限とて相待けるが、其後順風宜布して出船の砌になりければ、家来相添送りける。

扱彦之丞は重荷の葛籠振り捨て浮世の曇り吹はるふ心地して、朝日の出る山の端の勢い嬉し独り身と、天神地祇を伏し拝み、世を忍ぶ

身の肝要と、姓名を改て遠山市郎左衛門とぞ申ける。いつしかにひときは替る(九ウ)面ざしは、秦(晉)の豫讓(ヨリノリ)が身をしのぶ心も深き知恵の海(マ)、穩便の体に出立て、また美作国に至りつ、十日余り旅宿して、何卒出雲の国(コノロサ)と志しけれども、聞及びびにし雲州は国の制禁稠しくして、知る人なければ唯一宿の逗留もならざれば、どおぞ手立の有べしと、それより城下の内有る浄土宗の寺え参詣し、また翌日も寺参り、如此度々参詣して、或る日方丈え申入(十オ)けるは、「近頃疎忽の申分にて候得ども、和尚様えちと御願申上度儀御座候間、御手透の節御逢被下候かし」と申込ければ、「和尚返答までもなし。幸ひ今在寺間、早々御通り可被成」とあるければ、市郎左衛門は平伏し、「余り疎忽の申分に御座候得ども、私心願の儀御座候に付き罷出候得ば、早刻御逢ね被下忝仕合」と相演、其後御法の挨拶杯済て、市郎左衛門申様、「我等儀生国遠方なりしか共、主人に放れ(十ウ)牢人の身となる。さのみ渡世の苦しみも無之、勿論家内なければ、此儘あなたこなたえ助けられ、近頃当所え罷越し、只牢人の大隙故に、此間度々御寺え参詣仕候。然るに我等宗門は禪宗なりしが、近年心を浄土に寄会仕候。今よりは弥浄土の安心極め度候」と、実に余儀なく頼ければ、和尚返答に、「被仰聞候儀、委細承知仕候。御心妙なる御こと哉。宗門の儀は(十一オ)いづれ高下無之候所、人々の得心致すを以て本意たるべき事なれば、手前宗門の儀ならば随分御相談可仕候」と、坊主あたまを撫まわし、何かの不得手な師の坊と、真実顔の馳走振り、新茶の薫り汲訳て、言葉の塩梅なれく、日陰かたむく頃をはや入相告る時しもあれ、宿へ社(コト)は帰るける。

市郎左衛門雲州え赴く事(十一ウ)

附り敵生駒帯刀の宅え両度放火の事

斯て市郎左衛門彼の寺え日々参詣し一心不乱に和尚と入魂し、折々は法義を聴聞し、安心決定の源を心懸しかば、和尚も愈無二の友を得たる心地して、猶も念頃不淺。有時和尚市郎左衛門へ討向ひ申さる、は、「貴様儀此程は打続き御入來被下、何角御深切の御働、近頃以満足に至りに存候。斯等閑なく御交り申事も此(十二オ)世ならぬ因縁にてこそ有らめ。独身の事と承り候得ば、拙寺へ御引越など有間鋪や。左候は、打逐(マ)いつまでも御世話に預り申度し。尤貧寺の渡世こそ候へば、格別の賄ひとは無之、御隨心に被下ならば、大慶至極」に相演らるれば、市郎左衛門、「扱々難有仕合かな。我等儀御存の通り浪々の身に候へば、一日の飢をも心能頂戴仕こそ、実以現当二世の御助、此間も御介抱被下候上、又候や御懇情、言語御礼申上尽しがたく、(十二ウ)兎角此上は御尊慮に任せ可申候間、猶々宣布奉頼候」と一礼し、一向に彼の寺え引移り、朝夕心の及ぶ程世話致し、日数を送りける。

有る日市郎左衛門和尚え向ひ申けるは、「私義生国は九州肥後にて御座候が、渡世の爲に当国え罷越し候。此通り国にて風景(ケイ)の勝地と申は何国なるらん」と問。和尚申さる、は、「さん候。日本広き事なれば、所々有る所数多有之事と承り及候。先遠法にては、奥州松(十三オ)島、出羽象潟(キヤカ)、武蔵野、月、吉野、花に龍田紅葉、近江国に枇杷の海、備州牛窓(マド)、丹後国天の橋立、安藝宮島、播磨一ノ谷、須磨、明石、雲州松江、湖水余国に勝れ、雲州は神有国、名所多し」と、互の心一和して、名所旧跡断合ひ、市郎左衛門申様は、「私兼々存より罷在しは、出雲の国は八雲立の御社、日御碕の御社拝し参らせ度存候しかど、此国

と申は、国政は(十三ウ)嚴重にして、知り人なければ一夜の宿りもならずと聞。願くは、和尚の御世話にて一通り出雲一見ともは不相成候や」と申ければ、和尚聞給ひ、「成程彼国は国の制禁強しと聞。迎御望に候はゞ、野僧弟子分雲州に住庵致し居候間、此方え飛札遣し候なば、いと安き御こと」と被申ければ、市郎左衛門、「それは幸ひなる儀に御座候。御状だに被遣て被下候なば、私持參致し候て(十四才)は如何やらん」と申せば、「御望に可任」と、則書状相認渡されければ、市郎左衛門悦び彼の国えと志しける。

其時一郎左衛門和尚え申様は、「段々御苦労に罷成儀、又候哉いろく成御無心申懸、是又御許容被下、忝存候。万一出雲へ參着の後私相応の奉公口も御座候はゞ、一働拵見可申候や。又は御寺へ早々立帰り可申候哉」と申ば、和尚、「夫は御勝手次第。其元御身上さへ御取続と有之ならば、此上もなき大悦。(十四ウ)たとへ何国に御入候とも、是迄の通にして、兎角御疎遠ならざるこそ愚僧は本意に存じ候。随分御身上御取立こそ専要に存候。随分御達者可被成候。猶又弟子方へも御世話申様にと申遣候間、とくく」とぞ進め給ふ。

市郎左衛門旅用意して、出雲国えと急行程、難なく出雲え入込候て、彼の書状持寺へぞたどり着き、住僧甚悦書状拜見し、市郎左衛門え懇に睦じく相成候て、市(十五才)郎左衛門追々土地の案内知、名染の方も出来、あちこちと侍りけるに付、或夜和尚へ向ひ申様は、「今宵は去方え招れ罷越度」旨申て立出。時分は能と、其夜蜜に忍寄て帯刀正種が居宅え付火をぞ致しける。是はその騒動忍寄て帯刀を討たんとの謀計なるしぞかし。されば帯刀の運やよかるけん、家来数多出合て終に打消したる故、力に不及立帰る。又月を送るて火を放つ。折(十五ウ)節北風はげしく吹出て、猛火四方に散乱し、今は斯ぞと窺ふ内に、城中

のことなれば、所々口々の番人、其外乙部、朝日、小田、村松等の歴々、仕置の面々、其節母衣町くるわやければ、斯と聞より皆々打逢ひ、早刻帯刀を取置、事なく立退きけるに、者頭火消月番石丸外記、桜田權之助、家(来)数十人召つれ、馬に白あわをかませかけ来り、火をさ、へける内、北風早速吹落、空かきくもり、雨しのを乱してつくごとく也ければ、難なく火治りけり。此時も本意を不遂、空鋪火消の人数に相まぎれ罷帰け(十六才)る。

夫より市郎左衛門思慮しけるは、「兩度迄討もらし残念なる事ども也。此上は猶手近く居て可然」と存付、或時市郎左衛門和尚え向ふ申様は、「作州よりも貴寺へ私儀宜鋪御取計可被下の旨御頼被遣との儀に御座候間、嗚々右の趣申来候半やと奉存候。如何御座候哉」と尋ければ、和尚被申は、「成程師の坊よりも委曲申来候間、何卒相応の片着も無之候はゞ、御世話可申と覚語に存付居候。立入たる事には候得ども、兼々御手練被成候芸は如何御座候哉」と有之ば、市郎左衛門(十六ウ)申様は、「仰御九千万奉存候。去にても下拙儀元来卑賤者に御座候へば、何さら以て申立と相成候事無御座候。併其以前古主に仕候節、御主人鷹数寄被申に付、此道を少々致し申候事有之候。是以未練に御座候、何分宜敷様奉願」と計申ける。

其後和尚御家中え出て表家老乙部九郎兵衛殿へ有増し咄有之。此御雲州大守松江少将出羽守直政公は鷹狩御数寄ゆへ、老臣一列中は銘々鷹狩勝手に(十七才)被差免に付て、専ら鷹匠発向故、幸ひのことなれば、召抱度段望被申間、和尚よるこび早々右の入沢一郎左衛門咄し有之ば、兼晴聞て甚慶、其後彼家へ奉公有付、夫より実義を尽し給仕す。有時鷹野被召連候所、市郎左衛門鷹をよく手練せし事世に秀たる。依て其名自然と高く、大守の御聴にも達しけるとや。一郎左衛門と片眼

のよし申伝へ候。或説に敵討の本望を達し、以後(十七ウ)両眼明らか也となる。

遠山市郎左衛門兼晴東武え趣事

附一 郎左衛門鷹場所にて直政公え目見の事

諺に曰ふ、寸善尺魔。市郎左衛門様々と致し、漸手術を尽放火両度に及ぶといへども、其の甲斐なくして、倩光陰矢のごとし、心憂折節、主人市郎左衛門をよび申さるゝは、「此度伴儀江戸太守公より御召被遊に付、近々差遣し候。兼々其方勤方過分存間、猶又相添罷越し(十八才)諸事宜敷取計可申。勿論伴儀いまだ若輩者、一入心遣」と有ければ、市郎左衛門聞よりはつと思ひしかど、一先断見申べしと心押しづめ、「難有仰を蒙り、若旦那の御供いたし、恐ながら何角御見繕申上候様との儀、拙者風情何としてか大切の御用、先甚以覚束なく、数ならぬ私、終にケ様の勤方いたし不申候間、余人に此義被仰付被下なば、此上ながら御憐愍奉頼上候」と一向当惑の体に相(十八ウ)見へける。主人重て仰有けるは、「相添勤る事心苦敷思ならば、道中計る同道いたし、江戸着以後は勝手に罷帰るべし」と申渡さるれば、此上は辞するに拠あらざれば、先旅の粧ひとぞ聞ひける。

無程定日にも相成、日数積りて武江の都に至るつゝ、万事手配一々仕舞、主人の仰受し身の、若旦那よりも懇に暇乞して、武蔵野今日吉日と、一郎左衛門発足し、心細々も忝人旅、漸道中するがなる富士の(十九才)す(そ)に行懸れば、初春の末つつかた、余寒も晴れぬ心苦(そ)にか、市郎左衛門腹痛出来して、旅宿にて色々と腹薬いたし待共、追々

病氣弥増して、後には赤痢甚布、流石大丈夫成る市郎左衛門、摂州大坂までと日々急しが、ものうき身の勞れ、大坂の蔵屋敷へ着の後、病病甚しくして、今は迷途の客となりなかと、我が大望も仏神の見捨給ふものやらん。元よりうるさき病体なれば、看病(十九ウ)人も不都合にて、旅の塩味の身に染て、哀ならむ形勢也。

斯るあさましき風情なれども、天道の命慮や有けん、追々病本腹して、難波の津を立出る。絶久しき美作の彼の寺え案内すれば、和尚立出て、先この方えと誘れ、過し年の物語、此度も旅方様々のものがたりして、此所にも四五日逗留し、其後雲州え立帰る。

年を経て大守直政公御在国のとき、主人の供して市郎左衛門大鷹を居て野の場に仕候しぬ。出羽守直政公、乙部九郎(二十才)兵衛殿え仰有けるは、「其許近來能き鷹匠扶持致の旨上意あり。召出し御覽あるべし」と(の)給ひければ、市郎左衛門地に平伏し蹲踞。良あるて、「田の面に鳥ある、市郎左衛門」と有ければ、其儘大鷹を放懸けたれば、何かは以て手練の功、立所に彼の鳥を攫取る。直政公を始とし御付々の人にて、「仕たりや市郎左衛門」とぞ誉にける。その時御前へ被為召御手より菓物頂戴し立帰らんとするとき、出羽守様市郎左衛門をつくく(二十ウ)御覽被成、「其方人品更に不心得。如何なる人にて有やらん。生国由緒聞まほし」との玉ふければ、市郎左衛門地に平伏し一言なし。再応の上意難黙止、市郎左衛門主人乙部九郎兵衛殿え向ひ、わななくふるい申様、「私生国美作、我等先祖より武家にあらず。山河を家として鹿猿狸其外諸獣諸鳥を狩り取りて家業とするなれば、自然と鷹道勿論如此也」と申上ければ、直政公(二十一才)益ふしぎの御眼力に、市郎左衛門身の毛の立て其場遙に引さがる。既其日も夕陽西に向ば、大守は帰城まし／＼ける。

市郎左衛門思ひけるは、「大守は人を見玉ふこと神のごとし。慎べきは此時也。もしや見あやしめられて繚纏ルイセツの恥を取らんも計がたし。何卒事をはやく謀らん」と、急ぐ心とし暮れて、早初春の新曆も花の半と成りぬれば、江戸御參勤在しぬ。

今年五月の下旬生駒帯刀政種マヤと主人の宅へ來臨と兼(二十一ウ)日よりの案内有り。同列の老臣方相伴ひとの事なるよし、市郎左衛門聞、「扱々我等宿意達すべしは此時ならん」と待けるに、無程定日近よつて既に明日と申。ときに市郎左衛門朋輩に向ひ申様、「御客既明日と聞。御互に相應の役割可有之。ケ様なる節、各様は如何様の御役儀御勤被成候事やらん。拙者杯は至てふつ、かもの」と語り申せば、「仰尤。都て是迄旦那の側遣候者は、表立て玄関敷台使者の間通路拝膳ハイゼンの役、(二十二才)是迄相動來る候」と皆々申。時に市郎左衛門が曰、「我等儀何角見覺の爲、且は同席様御列座の体見申度候間、委しく見受申様の御役儀御助勢被下候へ」と相頼申せば、各、「それはいと安き事候。さらば明日御客御出の節、玄関鋪台し、それより着座待の先案内の役相動られ、其後は相互に拝繕等の儀は相談可申」と一々手筈に相究れば、市郎左衛門大によるこび、天にも上る心地して、明る間違しと待居りける。(二十二ウ)

遠山市郎左衛門主人の館にて敵帯刀殺害の事

扱も其日に成ければ、天水高箒門の張番、玄関書院の飭物、意義堂々威儀とあたりをはらい、刻限今やと待所に、市郎左衛門いつの間にか忍ばしけん、刀を書院へ通る廊下口に隠し置、其身は玄関のかたはらに

相詰る。午の刻計に成ければ、注進触込むは、「御客様御見へ」と申せば、市郎左衛門始とし、各玄関へ出向ふ。高士の御歴々帯刀の前後をかこい入來り給ふ。市郎左衛門遠目に見りより、(二十三才)両役へ密に申は、「今日の御客は」と能々念を入振りして聞すますける。程なく各玄関へ上る給へば、市郎左衛門案内の振にて御先に進みける。角とも知らぬ帯刀は露よりもろき命とも知らず、書院へ歩み行。市郎左衛門やりすごし、刀引提飛懸り、「日頃の意恨」といふ儘に、玉散計式尺五寸の最上の刀、正種の頭も砕と切り込太刀先に、長押のこなたに少しさわりて、思ふまゝには切れざる間、正種も心得たると、刀三寸計ぬきしかど、何かは以(二十三ウ)たまりべき、市郎左衛門二の太刀を以開き、袈裟ケサがけ切込ば、そのまゝ、息は絶にける。此大變によつて上下甚騒動に及びける。

市郎左衛門唯今迄片目成りしが両眼明らかにして、懐中より一封の書を取り出し申様は、「委細の義は此中に相記置候。如此折節は必あわて、言舌等も欠る事も有る。また前後して兎角不都合致す者なれば、兼々事の起り相認置候。御一覽可被下候」と申、「最早本望相叶候上なれば、思ひ置ことさらく無(二十四才)御座候間、御刑罪の如何様なる共遊可被下候。乍恐此上主人御落度無御座候段奉頼候」と言ふて、其後是一向無言なりけらし。其生質成就マツとして顔色不変常のごとし。主人を始め一座諸士書付を開き見て、具に讐を報ずるのよし読終りて、各感涙を催しけると也。然共公儀より御預人右の通閣々と為討、後難如何と思慮有之といへども全方なく、先市郎左衛門は堅く番人を付置れぬ。扱また江戸表え早飛脚(二十四ウ)を以て被訴候。

此時直政公え達上聞ければ、直政公聞召否、「無有なん者かな。彼の鷹匠の片目こそ常ならぬ者と思ひしぞかし」と仰有しとかや。

其後公義御戴訴を以、遠山市郎左衛門兼晴儀、親族の讐と号して、生駒帯刀正種を殺害せし事の始末口上の趣、御老中迄訴有ければ、則達上聞にせられ候処、「武家(に)」おゐては斯有なん事か。人倫の大切、昔より可復の讐を報者、昔今天下の(二十五才) 政法不成や」との上意にて、その後は何の御沙汰もなく、追て御老中より御下知は、「市郎左衛門儀、天下の囚にて罷在候帯刀正種を刃傷に及び候事、たとへ親族の敵とは申ながら、(陪臣の誅) 信身の身として、勿論主人たるもの、落度にも可相成やの時節場所をも不顧、偏に主恩を忘却ものか。依之遠山市郎左衛門儀乙部九郎兵衛え被下置候間、勝手次第」と被仰出によつて、市郎左衛門へ乙部氏より公辺の趣申渡さ(二十五ウ) れ、「いたわしく候得共、無抛死罪申付候間、其格期可然」と被申渡ければ、市郎左衛門涙を流し、難有旨申請、一騎当千と相見へる若者一睡の夢とぞ消行ける。あわれ也ける事共なる。其身も迷途黄泉の旅に趣き、名を末代に残し、念力岩を通とかや。

市郎左衛門松江に有し時於路次旧友対面の事

扱も遠山兼晴は年来の積鬱一時に散じて、其身は土中に埋るといへども、名を天下に挙しなる。(二十六才) いまだ市郎左衛門乙部氏へ勤仕の節、旧友何某と申者たま〜道にて行逢進寄て、「扱々御手前久し振りにて得貴意候」となれ〜敷申懸ければ、市郎左衛門申様は、「是はいづれ様か。私一向見覚無御座候其方」と申せば、彼の人申様、「夫は紛布御風情。御自分儀は松倉長門守殿浪人旧友飯尾彦之丞殿と見申てこそ及挨拶申候。拙者儀は御存の通何某」と、姓名名乗申せども、一囚不動、「私儀は遠山市郎左衛門と申者にて御座候が、御自分儀是迄終りに不得(二十六ウ) 御意。人柄御見違なるべし」と申にぞ、旧友申様、「近頃以籠相成振舞かな。真平御免被下」と、失面目風情にて足ばやにこそは立別れける。彼の人つくぐ思ふ様は、「世の中にはさも似れば似る者も有もの哉。正敷彦之丞と思ひしか」と独りつぶやき過しと也。

市郎左衛門最期の節、「当所に何某と申仁は私旧友にて候へしが、当所足留どもいたし居申候事どもに候哉。いつぞや途中にて得対面候へども、大望有之我身な(二十七才) れば、かりに偽りて姓名をかへて申聞せ、絶て久しき朋友の義理を背し事、返すぐも不法の至り也。乍併旧友のよしみ(に) よつて兎や角と申なば、打ば響くの断も難黙止、人倫の道背申候。若やその人御ぞんじの御方も有ならば、右の次第御嘶給り被下」と「世を忍ぶ身の苦しきは、鳥の鳴も氣に掛り申候」と、越方行末の事一々申置きぬ。

「其已前帯刀宅放火両度に及びし事も我等の仕わざ。亦或時主人より

生駒(二十七ウ)帯刀政種宅へ進物被遣候節、其使者望相勤、出会など致しなばと心懸しかど、其節は取次を以、其使者御太儀、折節所勞の儀に付て御目に不懸との返答に、此謀も空しく成し一事杯までも悉く嘶しけるとかや。

夫敵討の道は人倫の太儀か。代々の例を見るに其品様々有り。嗚呼飯尾氏は叔父弟の爲に天下にも替がたき一命を風前の燈よりも速にして、終に志す敵を討とる事、(二十八オ)たとへを取にものなし。或人云く、「人は義なる物歟。讐を報ぜんとおもふものなる、死を先にすれば也。死をさきにせば義は安し。死を先にせば天下に敵なし。なんぞ恐る、にたらんや。よくく堪がたきに堪、入難地に入、復しがたきの讐を復する事、泰山よりも重く、死は鴻毛よりも軽し。異朝にも伍子胥は父兄の讐を復せんと、諸国に身を委ね、終に鞭をとりて楚王の頭を討たき、会稽(二十八ウ)山の恥を雪し也。今兼晴が孝をみるに、品は替といへども功は一つならんか。聊此本漢文なるしを、愚才を以仮りにかな書にして童子のはなし草にもと、荒々しく書記し侍るもの也。

于時文政四庚巳十月上旬書之。(二十九オ)

生駒壹岐守家衰之譜(二十九ウ)

生駒壹岐守高俊家衰の事

一 生駒四代ノ由緒付高俊就愚魯

一 生駒將監与(前野)対決付高俊流刑并前野石崎死罪の事(三十オ)
空白(三十ウ)

十七万石余

生駒壹岐守高俊

生駒四代ノ由緒付高俊就愚魯前野振邪威事

一 讚岐国高松ノ城主從四位下侍從生駒壹岐守高俊ハ、領十七万石余、数代武勇ノ家ニテ官禄又重ケレバ、威勢世上ニ高ケレドモ、壹岐守ハ不似父祖、東西ヲモ弁ヘ玉ハ又闇將故ニ、家人等恣ニ振邪威、奸謀私曲ヲ構フ程ニ、此家終ニ衰微シテ、指頭ノ誹リヲ受ラレタリ。

抑高俊ノ先祖ハ未考、四代以前ノ祖ヲバ生駒其助親正ト云。是ハ秀吉公ニ仕(三十一オ)ヘ所々ノ戰場ニ於テ軍忠ヲ顯ス。就中江州志津嶽合戦ノ時五番ノ列ニテ高名シ、其以後尾州小牧合戦ニ無双ノ誉アレバ、秀吉公親正ガ戦功ヲ感ジ、三万石ニ取立玉ヒ、始テ勢州田丸ノ城主トシ、其上從五位下雅楽頭ニ叙任セラル。是ヨリ嚮ハ五千石ヲ領ス。程ナク又二万五千石御加増賜リ、讚州高松ノ城ヘ所替被仰付、都合六万石ニ成テ入部ス。此年秀吉公ハ生駒ガ才智貞心ヲ御感アリ、中老職トセラル。親正面目在テ、中村式部少輔、(三十一ウ)堀尾帶刀ト三人心ヲ合セ政事等沙汰シ、五奉行五大老ヘ談ズ。故ニ天下静謐シテ民モ戸ザシヲ忘タル。然ル処ニ太閤薨御シタマヘバ、大老奉行頭人皆思々心々ノ阿党ヲ含ミ、天下再ビ擾乱ス。然レドモ親正ハ家康公ヘ忠ヲ尽シ、老衰シテ病死セリ。依之息讚岐守一政ニ家督被仰付タリ。一正又父ニ不劣忠義ヲ守ル。石田乱ノ時、関ヶ原ニテ軍功ヲ顯スヲ以テ、天下平均以後讚州一円ヲ賜リ、都合十七万石余ニ成テ、猶忠勤ヲ励ミ、

一正モ病死ス。其息左近太夫正俊家(三十二才)督ヲ継テ、慶長十七壬子年ニ從四位下侍從ニ昇リ、大坂冬夏ノ軍役ヲ勤メ、正俊モ父祖ニ不劣武威ヲ振ヒ、兩御所様ノ御感ニ預ル。然レドモ元和六年庚申六月五日ニ病死。其子壹岐守高俊家相續ス。是寛永三年丙寅八月十九日從四位下侍從ニ昇進ス。此高俊ハ土井大炊頭利勝聲也。然ルニ此將ハ魯鈍ニシテ、善惡邪正東西貴賤ト云差別ヲモ弁ヘザル程ノ闇將也。然レドモ先祖ノ忠義ヲ御賞美在テ、家督無相違被_レ仰付_レ。(三十二才)官位モ父祖ニ不劣昇進スルニ、有難キト云儀モ不_レ知玉_レバ、依_レ之家中上下思々ニ威ヲ振ヒ、自然ト風俗他家ニ替ル。

其比壹岐守江戸家老ハ石崎若狭守、前野助左衛門ト云。中ニモ助左衛門ハ、歳若魯鈍ナルヲ悦ビ、御舅土井利勝ヘ取入ル。江戸国ノ家老用人物頭等ノ忠勤武芸有ルヲ猜ミ、悪シキ様ニ取ナシ、己ニ縁アル者又ハ諂ヒ輕薄スル者ヲバ、足輕中間小者等ニテモ知行ヲ与ヘ立身サセ、又己ニ不縁不和ノ者、或ハ武勇有テ代々家長ノ某ニテモ輕薄諂ヒノナキ者ヲバ、難題(三十三才)非法ヲ云掛テ、或ハ追放或ハ知行ヲ取アゲ、又ハ閉門隱居、新參者ヲ抱ヘ物頭トナシ、或ハ長賤ノテイ重者ヲ取り立テ用人諸奉行トナシテ、己レ壹岐守ト成タルケリ。是偏ニ大炊頭殿ヘ取入テ其御威光ヲ盜ミ、何ゴトモ江戸御老中様御下知ナリト名付ケ、國中ノ者ドモ皆己一人ニテ差図セリ。江戸国本ノ諸士ドモ法外ノ仕置ト思ヘドモ、其比大炊頭殿ノ下知善惡ニ不_レ限辞スル者天下ニ一人モナキ故、異義ニ及ブ者無リケリ。是故ニ猶助左衛門ハ大炊殿下知モナキニ虚言ヲ吐テ、御舅土井殿ノ御差(三十三才)図ナリトテ、己一人邪威ヲ振ノ余リ、法外ナル政事故ニ、譜代古老ノ侍ドモ助左衛門下知ヲ不_レ守、当家ノ作法ハ加様々ト申ケル。前野ガ云ク、「當時江戸ノ御作法ハ如_レ此ナリ。元祖雅樂頭殿御制法ハ当代ノ作法ニ不合。

昔シハ昔シ今ハ今ナリ」トテ、元日五節句其外規式ノ礼益ノ次第迄モ、侍大将諸物頭ハ勘定人代官賄賂人ナドヨリ下輩トナス。助左衛門如此法ヲ出ス下心ハ、譜代古老ノ諸物頭加様ノ非法ヲ恨ミ不足ヲ構ヘバ、幸ニシテ追放センズ。又暇ヲ(三十四才)願バ早々出シ、己一人威ヲ逞シクセントノ巧也。壹岐守ハ諸物頭代官料理人ト云高下ノ品モ不知給、盃礼ノ次第迄前野ガ差図ノ通りナリ。誠ニ愚ナルコト三歳ノ童部ニモ劣リ玉ヘバ、心アル侍ドモハ牙ヲ齒胸ヲサスルテ悔メドモ、諫言スベキ様モナク、一日々々ト世ヲ送ル。

生駒將監与_二前野_一対決付高俊流刑并前野石崎死罪の事

一 生駒高俊魯鈍故ニ武勇智謀アル旧臣等、(三十四才)或ハ身ヲ引作病ヲ構ヘ、或ハ暇ヲ願ヒ又ハ立退ケル程ニ、武道ヲ励ム者一人モナシ。是故ニ彼慾深キ奸佞ノ輕薄者ドモ時ヲ得テ諂ヒカザリ、辯舌利口ヲ吐テ立身センコトヲ思ヒ、助左衛門方ヘ我先ニト取入、利欲奸謀ヲ沙汰スル程ニ、国家悉ク風俗悪シク成テ、毛頭ノクツロギナク大ニ困窮シタリケリ。国家老江戸家老ハ重テ助左衛門ニ申ス様、「大炊頭殿御差図ニテモ加様ノ仕置ハ法ニ過タリ。御差図ニテモ國中ノクツロギ候様ニ(三十五才)被致候ヘ」ト、理ヲ尽シテ申セドモ、前野更ニ承引セズ。依之國中猶々難義ニ及ブ。

此時国家老タツ生駒將監ハ潜ニ江戸ヘ下リ、御老中ヘ直ニ廻リ、讚岐ノ國中困窮仕ル次第第一々申上、「加様ニ被_レ仰付_レ候テハ國中ノ人民俄死及候。少々クツロギ候様ニ被_レ仰付_レ被_レ下候ヘ」ト嘆キタリ。江戸御老中皆大ニ驚キタマヒ、「左様ノ事夢々不_レ知義也。明日委細_ル明セシ」

ト被_レ仰付_二、其翌朝御老中不_レ残評定所へ御寄合在_レテ、扱助左衛(三十
 五ウ)門ヲ召テ子細ヲ尋ラル、ニ、助左衛門嘍タル風情ニテ、「此段聊
 不_レ存候。何者ノ申上タルニヤ」ト云。御老中ハ將監ヲ召テ仰ニ、「助
 左衛門ハ聊カ不_レ存ト云。何故ニ虚言ヲ汝ハ申上ルヤ」ト仰ケル。于時
 將監ハ豎文一通取出シ、「乍_レ恐此状ヲ御披見被_レ下候へ」トテ差上ル。
 御老中何義其状ヲ御覽候時、將監申上ケルハ、「其状助左衛門ニ御見セ
 被_レ下候へ」ト申ス故ニ、助左衛門請取披見シテ云ク、「此状ハ御覽被_レ
_レ遊候通り、私(三十六才)所へ鯛ニツ遣シタル時ノ礼状ニテ御座候ガ、
 何ナル子細候テ御前へハ出シ候哉。加様ノ空気者故ニ跡形モナキコト
 ドモヲ申上候。是ヲ以諸事御推量被_レ遊候へ」ト空笑テ申上ル。將監ガ
 云、「其状ハ助左衛門自筆ニテ候ヤ、又他筆ニテ御座候ヤ。乍_レ恐御尋
 被_レ下候へ」ト申上ルニ、助左衛門云ク、「是ハ自筆ニテ候」ト云故ニ、
 其状將監取返シ懷中シテ、其後助左衛門自筆ニテ国元へ遣シタル国中
 家中ノ仕置作法条目等、是(三十六ウ)皆江戶御家老様御下知ト申越
 タル書状等ヲ数通差出シケレバ、助左衛門一言ノ返答モナク頭ヲ下テ
 赤面ス。御老中大ニ怒ラレ、「扱々言語道断前代未聞ノ大悪人ナリ」ト
 仰アリ、助左衛門ヲ則獄屋へ入置玉ヒ、其翌朝生駒壱岐守ト其親類并
 高俊ノ老臣ドモヲ不_レ残評定所へ召テ、上意ノ赴被_レ仰渡_二ケルハ、「壱
 岐守コト愚昧魯鈍ナルコト兼テ達_二上聞_一ケレドモ、先祖ノ功ニ対セラ
 レ、父祖ノ跡式無_二相違_一被_レ下候ヘドモ、如_レ此混乱(三十七才)スル。
 其善悪モ不_レ存候上ハ、何モ讃州御預ケ可_レ被_レ遊様ナシ。如何程魯鈍ノ
 生付ニテモ、助左衛門加程ノ悪人ナルヲ不知一身ヲ樂ム其科輕カラズ。
 急度死罪ニモ可_レ被_レ仰付_二候ヘドモ、各別ノ生付故不便ニ被_レ思召_一、死
 罪ヲ御免アリ出羽国由利へ流刑被_レ仰付_二候。扱前野助左衛門義ハ、古
 今無類ノ大罪人ナレバ、其身ハ勿論妻子一類迄悉ク御成敗被_レ仰付_一

候」。次ニ石崎若狭エ被_レ仰渡_二ケルハ、「壱岐守家ニテハ前野石崎両人
 ト達_二上聞_一(三十七ウ)随一ノ者ナルニ、助左衛門ガ悪行ニ随ヒ居タ
 ル事大不忠ノ無道者也。汝申ス所、助左衛門承引セズハ、残ル家老ド
 モト相談致シ異見シテモ前野同心セズハ、御老中へ同意ヲ可_レ申上_二
 義ナルニ、身ヲ引加様ニ国家衰微スル迄子細不_レ申上_一罷在候コト、罪
 科輕カラズ。然レドモ助左衛門ガ悪行トハ各別故ニ、一類ハ御免アリ、
 若狭一人許リニ切腹被_レ仰付_二タリ」。此外前野石崎ニ与セシ者、或ハ切
 腹或ハ追放又ハ牢人スル者不_レ知_二其(三十八才)數。嗚呼如何ナルコ
 トニヤ、寛永十七庚辰年ニ前野一人ガ悪行故、主人壱岐守ヲ始、其家
 人ドモ死罪流刑又ハ浪人トナリ、身ノ置所ナキ者數千人ナリ。一人ヲ
 誅シテ万人ヲ助クト云古語ヲ壱岐守不_レ知_二給_一故ニ、諸人路頭ニ迷ヒ、
 其身モ武名ヲ穢サル、。

扱年ヲ越テ壱岐守ヲ被_レ召返_二羽州由利ニテ一万石賜リ、江戸下谷屋
 敷其儘被_レ下タリ。誠ニ御慈悲ノ至極ナリ。此書ヲ見玉ハ_二諸大將、家
 人ヲ仕フニ能キ鏡也。又臣(三十八ウ)下タル者ハ、前野助左衛(門)
 ガ悪行ヲ以テ誠メトスベシ。前車ノ覆スヲ見テ後車ノ戒トセザランヤ。
 (三十九才)

A reprint: Mitsudomoe Yakumo no Katakiuchi

Tanaka Norio

(Shimane University, Faculty of Law and Literature)

[Abstract]

Mitsudomoe Yakumo no Katakiuchi is a documentary story (*jitsuroku*), which deals with an actual blood feud in Matsue during the Edo period. This tale of revenge bears all the marked characteristics of *jitsuroku* as popular chronicles of historical events and the lives of folk heroes. This is a reprint of the book in the possession of Shimane University Library, Kuwabara Bunko.

Keywords : *jitsuroku*, a documentary story, novels in Edo period